

平成 30 年 6 月 11 日現在

機関番号：34428

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2017

課題番号：26350765

研究課題名(和文) スポーツ活動に伴うリスクに対するマネジメント 日仏間の比較研究を中心にして

研究課題名(英文) Risk management in sports- comparative study between Japan and France -

研究代表者

石井 信輝 (ishii, nobuki)

摂南大学・法学部・准教授

研究者番号：00288044

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,800,000円

研究成果の概要(和文)：フランスにおいては、スポーツ事故に関する判例や立法によって、スポーツ活動中の事故においても、物の所為によって生じた身体的な損害に対する責任については、危険の引き受けの法理を適用して免除される可能性が否定された。すなわち、本研究は、フランスにおいて、スポーツ領域における民事責任体制の変化がもたらされたことを明らかにした。またそのような損害賠償リスクに備えた、保険制度の構築の必要性を示唆した。

研究成果の概要(英文)：In France, even in accidents during sports activities, the case law and legislation concerning sports accidents denied that the responsibility for physical damage, caused by the acts of things, can be eliminated by applying the "assumption on risk". In other words, this study revealed that changes in the civil liability system in the sports field were brought about in France. It also suggested the necessity of building an insurance system in preparation for such damages risk.

研究分野：スポーツ科学

キーワード：スポーツ リスクマネジメント 事故

1. 研究開始当初の背景

スポーツ活動の安定的な推進は社会的なニーズになったといえるが、その実現を図る上での重要な要素の一つとして、スポーツ活動に内在するリスクに対するマネジメントを指摘することができる。中でも、スポーツ事故に伴う賠償責任(民事責任)の発生リスクに対するマネジメントは、特に重要となる。

何故ならば我が国においては 2006 年、高等学校の生徒が課外活動の一環として参加したサッカーの試合中、落雷を受け重傷を負った事案において、学校及び大会の主催者である市体育協会の民事責任が、認定されたためである。

2. 研究の目的

本研究の目的は、賠償責任が争われた裁判例、賠償責任を規定する法律、および被害者と民事責任を負担する者とを救済し損害の分散化を図るための手段であるスポーツ保険制度に関して日仏間を中心に比較検討し、損害賠償リスクに対するマネジメントを法的な視点に基づいて講じるための知見の獲得することにある。

3. 研究の方法

- 1) サーキット走行中の事故に関する、フランス・破毀院第二民事部 2010 年 11 月 4 日判決の分析・検討
- 2) 上記判決後に制定された法律である、LOI n°2012-348 du 12 mars 2012 tendant à faciliter l'organisation des manifestations sportives et culturelles (文化・スポーツイベントの運営を支援するための 2012 年 3 月 12 日の法律第 2012 348 号) 翻訳・検討
- 3) 「スポーツ領域に関する民事責任制度についての今後の展望と焦点」に関する報告書の翻訳と検討
- 4) 上記研究を遂行するための、現地調査及び資料の収集。

4. 研究成果

サーキット場において、事故車を押していたライダーが、後続するオートバイに衝突されるという事故が発生した。それに伴い、被害者と加害者との間で民事責任の有無が争われた。このケースについて、フランスの民事領域の最高裁判所にあたる破毀院が下した判決文を逐語訳するとともにそれ分析し、フランスにおけるスポーツ事故に起因する民事責任の発生に関する裁判例について検討した。その結果、同判決は、被害者による“危険の引き受け”によって、物の所為から生ずる不法行為責任が免責されることはない、との解釈を示したことを明らかにした。

次に、上記破毀院判決を受けて制定された法律である、LOI n° 2012-348 du 12 mars 2012 tendant à faciliter l'organisation des manifestations sportives et culturelles (文化・スポーツイベントの運営を支援するための 2012 年 3 月 12 日の法律第 2012 348 号) の法文に関して検討した。その結果、スポーツ領域における民事責任制度に直接的な変化を生じさせたことを明らかにした。具体的には、同法第一条は、フランススポーツ法典 L.321-3-1 条に以下の条文を挿入した:「スポーツ活動の実践者は、一時的または継続的にスポーツ実践の用に供される場所において、スポーツイベント中にその活動を実践する、またはそのイベントのための練習の機会に、民法典 1384 条 1 項にいう、自己の管理下にある物の所為によって他人に与えた物質的損害の責任を、負担することはない」。この条文は、スポーツ活動中に、自己の管理下にある物の所為による、物質的な損害は負担する必要はないが、身体的な損害が発生した場合には、賠償責任が生じることを規定するものである。すなわち、物の所為によって生じた身体的な損害に対する責任については、危険の引き受けの法理を適用して減免される可能性が否定されることとなり、フランスに

におけるスポーツ領域における民事責任制度の変化がもたらされたことを明らかにした。

加えて、同法が Comité National Olympique et Sportif Français (CNOSF : フランスオリンピック・スポーツ委員会)との協議のもと、策定を義務付けた「スポーツ領域に関する民事責任制度についての今後の展望と焦点」に関する報告書の草案を、翻訳検討した。その結果、今後スポーツ領域における民事責任制度を安定させるためには、スポーツ領域に特有の責任体制を構築すること、および被害者救済のための保険制度の拡充が必要である、との提言がなされる可能性を確認した。またそのことは、スポーツ活動中のリスクマネジメントの向上を示唆するものであった。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 2 件)

石井信輝 社会人サッカー試合中における競技者間の事故と競技者及び監督者の責任、新・判例解説 watch、日本評論社、査読なし、vol.21、2017、p.89-92.

石井信輝 スポーツ事故と法的責任 フランスにおける危険の引き受けの法理の適用をめぐる、撰南法学、査読有、vol.50、2015、pp.55-68.

[学会発表](計 5 件)

Nobuki ISHII and Hiromi NAKAMURA, Risk Management during Sport Activities: Further Analysis of the Recent Legal Case in Japan Regarding Foul Ball Damages on a Spectator in a Ballpark, 25th annual conference of the European Association for Sport Management, in Dublin, 10 September 2017.

Nobuki ISHII and Hiromi Nakamura, Risk management during sport activities: Analysis of the recent legal case in Japan regarding foul ball

damages on a spectator in a ballpark, 24th annual conference of the European Association for Sport Management, in Warsaw, 8 September 2016.

Nobuki ISHII, Legal liability in sport accidents -Focusing on the French cases-, Asian Sport Law Association International Conference 2015, in Tokyo, 18 September 2015.

Nobuki ISHII and Hiromi Nakamura, Risk management during sport activities : japanese sports legislation and precedents, the 23th annual conference of the European Association for Sport Management, in Dublin, 12 September 2015.

Nobuki ISHII and Hiromi Nakamura, Risk management during sport activities -Sports insurance system in Japan for damage compensation-, the 22th annual conference of the European Association for Sport Management, in Coventry, 11 September 2014.

[図書](計 0 件)

[産業財産権]

出願状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

石井 信輝 (ISHII Nobuki)
摂南大学・法学部・准教授
研究者番号：00288044

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：

(4) 研究協力者

Karaquillo Jean-Pierre ()